# 旭川市危機管理基本指針

平成２１年（２００９年）３月

旭　川　市

近年国内では、地震や集中豪雨による自然災害が多発するとともに、食料汚染問題、無差別殺傷事件など、生命や身体にかかわる様々な危機が発生しており、被害も甚大なものとなっております。

本市においては、幸いここ数年、生命にかかわる大きな自然災害の発生はありませんが、アスベスト問題をはじめ、シックハウス、不法投棄、学校事故など市民の生命や身体、あるいは行政の信頼にかかわる様々な危機が発生しており、それらへの対応において一部不適切な面が指摘されております。

これまでの本市における危機管理については、自然災害を中心とした危機に対しては旭川市地域防災計画に基づき取り組むほか、その他想定される危機に応じて対策組織の設置やマニュアルを策定し対処してまいりました。

しかしながら、社会が多様化、複雑化する中で従来の範ちゅうを超える様々な危機が発生しているところであり、市民の生命や身体、財産を守りつつ、行政運営を円滑に進める責務を有する本市として、早急にこうした危機に対処する仕組みを確立することが課題となっております。

こうしたことから、危機全般に対する応急体制や事後対応などの基本的な事項を定めることにより、危機発生時の被害の軽減と未然防止を図ることなどを目的として、旭川市危機管理基本指針を策定するものであります。

今後、この指針をもとに各分野における危機管理対策マニュアル等の整備や職員意識の向上などを進めることにより、本市の危機管理体制の更なる充実を図り、市民が安心して暮らせるよう努めてまいります。

平成２１年（２００９年）３月

旭川市長　西　川　将　人

# 目　　次

第１章　総則 ・・・

# 第１章　総　則

## １　目　的

旭川市危機管理基本指針（以下「基本指針」という。）は、危機の発生を未然に防止することなどの平常時の対策、危機の発生時の対応及び事後対策を推進する上で、本市が取り組むべき基本的な事項について定めることを目的とする。

## ２　対象とする危機

基本指針で対象とする危機は、次に掲げるものとする。

(1)　市民の生命、身体及び財産に重大な被害を生じ、又は生じるおそれがある事態
(2)　市民生活に重大な被害や不安を生じ、又は生じるおそれがある事態
(3)　円滑な市政運営に支障を及ぼす事態
(4)　市の信頼を失墜させる事態

## ３　法令等に基づく計画等との関係

法令等に基づき計画等を策定している危機については、それぞれ当該計画等に基づき対応することとし、基本指針は適用しない。

## ４　危機管理の基本的な考え方

危機管理は、平常時の対策、応急対策、事後対策の３段階に大別され、それぞれの段階でのポイントは、次のとおりである。

(1)　平常時においては、起こり得る危機事態の把握に努め、可能な限り未然に防ぐ対策を講じる。また、危機事態が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下同じ。）に備え、緊急時の連絡体制、役割分担、応急対応策の方法等を明確にし、関係職員、関係機関等に周知する。
(2)　危機事態が発生した場合は、市民の生命、身体及び財産の保護を第一に考え、関係部局、関係機関が連携及び協力して、迅速かつ的確な対応に努める。
(3)　危機事態が終息した後は、再発防止策を検討及び実施するとともに、対応策の検証・見直しを行う。

## ５　危機事態の所管部局

(1)　所管部局が明確な危機事態については、各所管部局において主体的に対応するものとする。
(2)　所管部局が明確でない危機事態については、統括危機管理責任者（防災安全部長）（統括危機管理責任者に事故があるときは副統括危機管理責任者(総務部長)以下同じ。）が必要に応じて市長、副市長と協議の上、所管部局を決定し、当該所管部局において主体的に対応するものとする。
(3)　所管部局が複数に及ぶ危機事態については、統括危機管理責任者が必要に応じて市長、副市長と協議の上、主たる所管部局を決定し、当該部局を中心に関係部局が連携及び協力して対応するものする。

## 第２章　平常時の対策

### １　危機事態の未然防止と行政システムの確立

危機事態の発生を未然に防止するためには、その兆候を事前に察知し、必要な対策を行うことが重要である。

このため、各部局は、市内外や諸外国において発生し、又は発生のおそれがある危機事態について、日頃から注意を払い、必要に応じて情報収集を行うとともに、本市への派生、あるいは本市での発生の可能性を検証し、必要な対策を講じるように努める。

また、円滑な市政運営に支障がないよう、市の事務事業については、危機管理の視点からその執行方法等を検証し、必要な改善を施すことにより、危機事態を発生させないような行政システムの確立に努める。

### ２　危機管理体制の整備

(1)　平常時における全庁的な危機管理体制の整備

平常時において、危機管理に係る情報交換及び連絡調整を行うため、統括危機管理責任者を委員長、副統括危機管理責任者を副委員長とし、各部局に置く危機管理推進者（各部庶務担当課長等）を構成員とする「危機管理推進委員会」を設置する。

危機管理推進委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(2)　関係機関等との連携

各部局においては、関係部局及び関係機関・団体等と危機事態に関する知見等の情報交換や共有化を図るなど、想定される危機事態に関する平常時の連携体制の整備に努める。

(3)　情報連絡体制の確立

ア　統括危機管理責任者は、各部局の危機管理推進者を通じて全庁的な連絡体制を確立する。

イ　各部局の危機管理責任者（部長等）は、危機管理推進者を通じて部局内の連絡体制を確立する。

ウ　個別の危機事態を所管する部局は、必要に応じ関係部局及び関係機関・団体等との連絡体制を確立する。

**危機管理責任者及び危機管理推進委員会委員**

| | |
|---|---|
| 統括危機管理責任者 | 防災安全部長（危機管理推進委員会委員長） |
| 副統括危機管理責任者 | 総務部長（危機管理推進委員会副委員長） |
| | 各部長等<br>会計管理者、総合政策部長、行財政改革部長、都市 |

| | |
|---|---|
| 危機管理責任者 | 振興部長、総務部長、防災安全部長、市民生活部長、福祉安心部長、こども・女性・若者未来部長、健幸保健部長、環境部長、経済部長、観光スポーツ・プロモーション部長、農政部長、建築部長、土木部長、市立旭川病院事務局長、消防長、学校教育部長、社会教育部長、上下水道部長、議会事務局長、行政委員会事務局長 |
| 危機管理推進者 | 各部庶務担当課長等（危機管理推進委員会委員）<br>会計課長、政策調整課長、行政DX課長、交通政策課長、総務課長、防災課長、市民生活課長、福祉総務課長、こども総務課長、保健総務課長、環境総務課長、経済総務課長、観光・プロモーション課長、農政課長、営繕課長、土木総務課長、総務管理課長、消防本部総務課長、教育政策課長、社会教育課長、水道総務課長、議会事務局議会総務課長、行政委員会事務局監査課長 |

## ３　危機管理個別マニュアルの作成

個別の危機事態を所管する部局は、別に定める「危機管理個別マニュアル作成基準」を参考に、個別マニュアルを作成するよう努める。

また、作成した個別マニュアルについては、随時点検を行い、内容の充実を図る。

## ４　危機管理能力・意識の向上

(1)　職員研修等の充実

危機事態に対する対応を迅速かつ的確に行うためには、危機管理に対する知識を習得し、高度な判断力を養うことが必要である。

このため、統括危機管理責任者は、職員を対象とした危機管理に関する一般的な研修を行うとともに、各部局の危機管理責任者は、個別の危機事態にかかわる職員を対象とした研修や事例研究を実施するよう努める。

(2)　市民等に対する意識啓発

危機事態の発生に伴う被害を最小限にとどめるため、平常時においても各部局は、個別の危機事態に関して市民等に対する注意喚起など、必要と考えられる意識啓発に努める。

# 第3章　応急対策

## 1　的確な情報処理

危機事態発生時においては市民の生命、身体及び財産の保護を最優先とし、危機事態発生の情報を入手した部局等は、速やかに市長、副市長（秘書課長）及び統括危機管理責任者に報告（第一報）を行うとともに、所管部局へ連絡（情報入手部局と所管部局が一致する場合は不要）を行う。

所管部局は、適切な初動対応をとるとともに関係部局等と連携・協力しながら情報収集活動を行う。

収集した情報については、市長、副市長（秘書課長）及び統括危機管理責任者に報告するとともに、必要に応じて関係部局や国・道などの関係機関等に伝達し、情報の共有を図りつつ、その内容の整理及び分析を行い、その後の対処に活用する。

## 2　危機レベルの決定

統括危機管理責任者は発生した危機事態の規模、被害状況及び緊急度に応じて、あらかじめ３段階に分類した危機レベルのいずれに該当するかを決定するとともに、決定した危機レベルを速やかに市長、副市長に報告する。

また、統括危機管理責任者は危機事態の規模や被害状況等が発生時より拡大した場合又は縮小した場合には、柔軟かつ速やかにより高いレベル又はより低いレベルに移行させ対応する。

なお、統括危機管理責任者は危機レベルの決定・変更に当たり、必要に応じて関係部局と協議を行うとともに市長、副市長の指示を仰ぐものとする。

## 3　対処方針等の決定

各部局は危機レベルに対応した体制を速やかに構築するとともに、収集された情報を分析及び検討し、当該危機事態への対処方針等を決定する。

**［危機レベルと体制の例］**

| | |
|---|---|
| レベル１ 所管部局で対応可能な事態 | |
| ▷ 市民の生命、身体又は財産に影響はあるが、速やかに解決が可能な事態<br>▷ 市の信用に影響すると思われる事態<br>▷ 事件、事故で、市民の生活に影響すると思われる事態（所管部局及び関係機関の対応で解決すると思われる事態）<br>▷ その他所管部局で対応可能な事態 | ▷主管部危機対策会議 |
| レベル２ 複数の部局で対応すべき事態 | |
| ▷ 市民の生命、身体又は財産に影響するが、対応可能な事態 | |

| | |
|---|---|
| ▹ 市の信用に大きく影響する事態<br>▹ 所管部だけでは対応できない事態<br>▹ 事件、事故で、市民の生活に影響する事態（市及び関係機関が連携して対応に当たる必要がある事態）<br>▹ その他複数の部局の連携で対応可能な事態 | ▹庁内危機対策会議<br>▹危機対策広報担当者 |
| レベル３ 全庁的に対応すべき事態 | |
| ▹ 市民の生命、身体又は財産に大きな被害を与える（おそれのある）事態（解決が難しい事態）<br>▹ 市の信用を失う（おそれのある）事態<br>▹ 市が組織的に対応すべき事態<br>▹ 事件、事故で、市民の生活に大きな影響を与える（おそれのある）事態（市及び関係機関が連携して対応に当たる事態）<br>▹ その他全庁的に対応すべき事態 | ▹危機対策本部<br>▹危機対策広報室 |

※１　主管部危機対策会議の詳細については、主管部長がその都度別に定める。

※２　庁内危機対策会議の詳細については、主管部局を担任する副市長がその都度別に定める。

※３　危機対策本部の詳細については、市長がその都度別に定める。

**危機レベル1　　主管部危機対策会議**

| | |
|---|---|
| 委員長 | 主管部長 |
| 副委員長 | 主管課長 |
| 委　　員 | 主管部内関係課長ほか |
| 広報担当者 | 主管部長の指名する者 |

**危機レベル2　　庁内危機対策会議**

| | |
|---|---|
| 委員長 | 主管部局を担任する副市長 |
| 副委員長 | 主管部長 |
| 委　　員 | 関係部局の部長及び委員長が必要と認める職員 |
| 危機対策広報担当者 | 主管部局の危機管理推進者 |

**危機レベル3　　危機対策本部**

| | |
|---|---|
| 本部長 | 市長 |

| | |
|---|---|
| 副本部長 | 主管部局を担任する副市長 |
| 本部員 | 関係部局の部長及び本部長が必要と認める職員 |
| 危機対策広報室 | 広報広聴課長、主管部局の危機管理推進者及び本部長が必要と認める職員 |

## ４　被害者の保護･救済

危機事態発生直後において各部局は、関係部局及び関係機関との連携のもとに市民等の生命、身体及び財産を守ることを最優先に諸活動を実施する。その際、２次災害の発生に留意し、安全を確保した上で、迅速かつ確実に被害者の救出・救助活動を実施するとともに、負傷者等に対し必要な措置を行う。

また、危機事態が中長期に及ぶ場合は、市民等の健康不安、体調変化などの問題を早期に発見するために必要な措置を行う。

## ５　被害の拡大防止

各部局は、被害の拡大防止のため、速やかに事故等の発生場所への立入制限、進入禁止や周辺住民の避難誘導などの必要な措置を行うとともに、関係機関等に対し必要な措置を要請する。

また、周辺住民や関係機関等にも速やかにその対処方法等を周知する。

## ６　広報活動

危機事態の発生時においては、情報の錯そうによる社会的混乱を防止し、市民の安全・安心を確保することが重要である。このため、他の関係機関とも連携しつつ、報道機関への情報提供をはじめ、インターネットなど多様な手段を活用し、市民の視点に立って、必要な情報を迅速かつ的確に提供する。

(1)　広報体制

ア　危機対策本部を設置したときは、広報広聴課長を室長、主管部局の危機管理推進者を副室長とし、その他本部長が必要と認める職員で構成する危機対策広報室を設置する。

イ　庁内危機対策会議を設置したときは、主管部局の危機管理推進者を危機対策広報担当者として配置する。

ウ　主管部危機対策会議を設置したときは、主管部長が広報担当者を指名する。

(2)　提供すべき情報

提供すべき情報としては、危機事態に関する次の事項が想定される。

ア　発生からの経過と現状

イ　被害状況や被害拡大の危険性の有無

ウ　発生原因と責任の所在

エ　実施している応急対策の実施状況

オ　市民等がとるべき対処方法

カ　再発防止策

キ　ライフライン等の生活関連情報　など

(3)　報道機関への情報提供

報道機関への情報提供に当たっては、次の事項に留意するとともに、必要に応じ発表時期や発表方法等について、広報広聴課と協議する。

ア　提供する情報の内容

(2)の提供すべき情報を基本に、市民の安全・安心を確保するために必要な情報を提供する。

イ　発表時期・頻度

危機事態発生直後は、発生状況等を把握・確認ができた時点で、憶測や感想を混同することなく、できるだけ速やかに情報提供を行う。

また、危機事態が長期・継続化する場合は、事態の変化や対応状況の進展に応じて、適宜、情報提供を行う。

ウ　発表方法

発表方法は、記者会見（レクチャー）を基本とする。事態に大きな変化がない場合や簡易なものは、資料提供（投げ込み）とすることができる。

なお、資料提供は、情報の出所等を明確にし、広報広聴課を通じて行う。

エ　記者会見の発表者

記者会見の発表者は、それぞれの危機事態に応じて、市長、副市長、所管部長等で対応する。

また、所管部長等が行う記者会見は、その内容について、事前に市長、副市長、統括危機管理責任者及び関係部長と協議するとともに、記者会見後には市長及び副市長（秘書課長）に報告する。

(4)　市民への対応

必要に応じて市民対応窓口を設置し、市民からの問合せや要望に対応するとともに、被害状況等の情報の把握に努める。

## 7　その他

行政委員会や公営企業においては、市長部局と組織体制に相違があるため、必要に応じて別途、情報処理体制や対応組織を構築するものとする。

## 第４章　事後対策

### １　復旧の推進

各部局は、危機事態の発生に伴う市民生活や地域の社会経済活動への影響及び市政運営への支障を最小限にとどめるため、関係機関等と連携及び協力し、迅速かつ円滑に復旧の推進を図る。

### ２　安全性の確認と市民等への周知

(1)　各部局は、危機事態に係る応急対策が完了し、事態が終息に向かっていると判断できる段階で、関係部局及び関係機関等と協力し、安全性の確認を行う。

(2)　安全性が確認された場合は、報道機関に情報提供を行うとともに広報誌やインターネット等を活用し、市民等への周知を図る。

また、必要に応じて安全宣言を行うなど、風評被害の防止に努める。

(3)　危機事態の発生により生じた市民の不安の解消及び安心の回復に努めるとともに、必要に応じ被害者の心身の健康や生活に関する相談・支援を行う。

### ３　危機事態の分析･評価

(1)　各部局は、発生した危機事態に関し、関係機関や専門家の協力を得つつ、発生の原因やメカニズムの分析を行う。

(2)　各部局は、発生した危機事態への対応を評価し、再発防止のための方策や改善策を検討するとともに、必要に応じ個別マニュアルの見直しを行う。

### ４　記録の保存

各部局は、将来的に同様の危機事態が発生した場合の対応に資するため、初動対応から終息に至るまでの一連の対応経過を記録し、保存するよう努める。

附　則

この指針は、平成２１年３月３０日から施行する。

附　則

この指針は、平成２６年７月８日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附　則

この指針は、平成２８年４月２２日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附　則

この指針は、平成３０年４月６日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則

この指針は、令和５年４月７日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

この指針は、令和６年５月２日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附　則

この指針は、令和７年５月７日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則

この指針は、令和８年４月３０日から施行し、令和８年４月１日から適用する。